



平成 28 年 6 月 24 日

各 位

上場会社名 グローリー株式会社
代表者 代表取締役社長 尾上 広和
本社所在地 兵庫県姫路市下手野一丁目3番1号
コード番号 6457
上場取引所 東証第一部
決算期 3月
問合せ先 経営企画部長 犬賀昌人
TEL (079) 297-3131

取締役会の実効性の分析・評価結果の概要について

当社は、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、コーポレートガバナンスを強化することを経営上の重要な課題と考えており、本年2月に取締役会において制定いたしました「コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」に規定のとおり、取締役会全体の機能強化を目的に、取締役会の実効性の分析・評価を実施することといたしました。

つきましては、平成27年度の分析・評価結果の概要につき、以下のとおり開示いたします。

1. 分析及び評価の方法

取締役会の実効性に関する質問票に基づき、全取締役・監査役が自己評価を無記名で実施し、その集計結果を参考に取締役会において議論し、取締役会の実効性に関する分析・評価を行いました。

2. 分析及び評価結果

前項における分析及び評価の結果、当社取締役会は、以下の点について、取締役会の実効性が十分に確保できており、当社の「コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」に合致しているものと評価いたしました。

- ・取締役会は、その役割・責務を果たすために必要な規模、構成、多様性等を備えていること。
- ・取締役会では、社外取締役・社外監査役を含めた出席役員より積極的な意見が提示され、十分な審議が実施されていること。また、議長による議事進行を始め、その意思決定プロセスは適切であること。
- ・取締役会の開催頻度や、取締役会に上程された議案の数、内容、審議時間等は概ね適切であること。また、リスク管理、内部統制システム等についても、適切に報告・議論等がなされていること。
- ・社外役員へのサポート体制を含め、取締役会をサポートする体制は適切に確保されていること。また、取締役会の諮問機関である「指名諮問委員会」及び「報酬諮問委員会」は有効に機能していること。

一方で、主に以下の点について取締役会で議論を重ね、さらなる改善を継続実施していくことといたしました。

- ・取締役会において、今後の経営・事業戦略等の大きな方向性に関する議論を、現在よりも充実させるべきであること。また、これらの時間を確保するためにも、取締役会における付議事項等の整理・見直し、執行役員等への権限委譲、他の会議体との役割の見直し等を実施すること。
- ・取締役会の構成に関し、現状では適正と判断しているが、今後のさらなる海外事業展開の加速を見据え、豊富なグローバル経験や知見等を有する人材の充実につき検討すること。
- ・取締役会において使用する資料について、経営判断のための十分な議論実施に資する適切な情報の提供と検討時間の確保につき、さらなる工夫を実施すること。

当社取締役会は、以上の分析・評価結果を踏まえ、より充実したコーポレートガバナンス体制とすべく、継続的な取組みを進めてまいります。

以 上